



山形県公報

令和8年3月3日(火)
第684号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……127
- 同……………(同) ……128
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………129
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………131

### 公 告

- 令和8年度前期技能検定の実施……………(雇用・産業人材育成課) ……132
- 令和8年度随時実施技能検定の実施……………(同) ……136
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……137
- 一般競争入札の公告……………(企業局) ……138

## 告 示

### 山形県告示第130号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和8年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 風間2
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番    | 標 柱 番 号             |
|-------|-----|-----|-------|--------|---------------------|
| 山 形 市 |     | 風 間 | 小 姓 原 | 1751番1 | 1号及び13号             |
|       |     |     | 砥 切 山 | 2090番1 | 2号、3号及び<br>5号から7号まで |
|       |     |     | 楯 山   | 1787番2 | 4号                  |
|       |     |     | 小 姓 原 | 1425番7 | 8号                  |

|  |  |  |  |         |     |
|--|--|--|--|---------|-----|
|  |  |  |  | 1426番10 | 9号  |
|  |  |  |  | 1751番2  | 10号 |
|  |  |  |  | 1751番21 | 11号 |
|  |  |  |  | 1751番17 | 12号 |

**山形県告示第131号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和8年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 城山2-1
- 2 土地の表示

天童市北目四丁目、大字北目字城山及び大字天童字城山の区域内の土地のうち、次の1点から11点までを順次結んだ線及び1点と11点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点   | 緯 度             | 経 度              |
|-----|-----------------|------------------|
| 1点  | 北緯38度20分57秒4638 | 東経140度22分34秒9051 |
| 2点  | 北緯38度20分57秒9785 | 東経140度22分41秒3999 |
| 3点  | 北緯38度20分56秒4714 | 東経140度22分41秒0427 |
| 4点  | 北緯38度20分50秒9945 | 東経140度22分41秒6244 |
| 5点  | 北緯38度20分49秒8301 | 東経140度22分41秒1115 |
| 6点  | 北緯38度20分49秒7954 | 東経140度22分40秒8819 |
| 7点  | 北緯38度20分49秒5516 | 東経140度22分40秒6098 |
| 8点  | 北緯38度20分51秒1439 | 東経140度22分38秒4644 |
| 9点  | 北緯38度20分52秒9128 | 東経140度22分37秒4840 |
| 10点 | 北緯38度20分55秒6713 | 東経140度22分33秒8150 |
| 11点 | 北緯38度20分56秒8614 | 東経140度22分34秒3044 |

**山形県告示第132号**

次の開発行為は、完了した。

令和8年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和6年10月15日 指令村総建第212号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字蟹沢字長谷1310番11、1310番27、1313番1、1313番16、1317番、1318番1、1318番2、1319番、1320番1、1320番2、1322番1、2222番3の一部、2223番5、2224番5、2224番6、2225番1、2227番、2228番2、2229番、2307番1、2307番2、2307番8、2307番14、2307番15、2307番16、1320番2先、字元林2112番2、2112番5、2112番38、2112番113、2112番191、2112番192、2112番2先、2112番113先、大字六田字西浦223番2、257番6、257番7、257番15、257番16、257番17、258番1、258番2、259番、223番2先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
天童市糠塚二丁目2番1号 株式会社弘栄不動産

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 柴 田 曜 子

#### 山形県公安委員会規則第1号

##### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表刑事部の項中「科学捜査研究所」の次に「、総合戦略特別捜査隊」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(6) 警察運営に関する企画及び総合調整に関すること（警務課の所掌に属するものを除く。）。

第20条の2第1号中「施設装備課」を「警務課」に改める。

第21条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 人身安全関連事案の対処及び指導に関すること。

第23条第5号を次のように改める。

(5) 捜査の適正の確保及び指導その他犯罪の捜査一般に関すること。

第23条第11号中「課及び研究所」を「課、研究所及び隊」に改める。

第23条の2中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第26条第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 国際的な犯罪捜査に関すること。

(5) 国際的な犯罪に関する情報の収集、分析及び管理に関すること。

(6) 通訳員の運用に関すること。

第26条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第29条を次のように改める。

（総合戦略特別捜査隊の所掌事務）

第29条 総合戦略特別捜査隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の戦略的取締りに関する企画立案及び調整並びに捜査に関すること。

(2) 常習的に違法な行為を行う集団であってその主要な構成員の匿名性及び当該集団の組織の流動性が高いものに関する情報の収集、分析及び管理並びに捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(3) サイバー犯罪捜査に関すること（サイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 統括戦略官が掌理する、2以上の部にまたがる犯罪の捜査に関すること。

第31条第3号中「及び可搬式速度違反自動取締装置」を削り、同条第5号中「（昭和35年法律第105号）」を削る。

第34条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第36条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 警備警察における捜査の適正の確保及び指導に関すること。

第39条の表人身安全少年課の項中「第6号及び第9号」を「第7号及び第10号」に改め、同表中

|       |        |                        |   |
|-------|--------|------------------------|---|
| 刑事企画課 | 刑事部総括室 | 第23条第11号に掲げる事務         | を |
|       | 機動捜査隊  | 第23条第12号から第14号までに掲げる事務 |   |
| 鑑識課   | 機動鑑識隊  | 第27条第4号に掲げる事務          |   |

|       |        |                |       |
|-------|--------|----------------|-------|
| 刑事企画課 | 刑事部総括室 | 第23条第11号に掲げる事務 | に改める。 |
|-------|--------|----------------|-------|

第40条第1項の表中

|          |           |                                       |   |
|----------|-----------|---------------------------------------|---|
| 犯罪被害者支援室 | 犯罪被害者支援室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を |
| 取調べ監督室   | 取調べ監督室長   | 上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。   |   |

|          |           |                                       |    |
|----------|-----------|---------------------------------------|----|
| 犯罪被害者支援室 | 犯罪被害者支援室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に、 |
|----------|-----------|---------------------------------------|----|

|        |         |                                     |   |
|--------|---------|-------------------------------------|---|
| 警務部総括室 | 警務部総括室長 | 上司の命を受け、警務部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を |
|--------|---------|-------------------------------------|---|

|        |         |                                     |    |
|--------|---------|-------------------------------------|----|
| 警務部総括室 | 警務部総括室長 | 上司の命を受け、警務部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に、 |
| 取調べ監督室 | 取調べ監督室長 | 上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |    |

|         |          |                                      |   |
|---------|----------|--------------------------------------|---|
| 刑事部総括室  | 刑事部総括室長  | 上司の命を受け、刑事部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。  | を |
| 機動捜査隊   | 機動捜査隊長   | 上司の命を受け、機動捜査隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。   |   |
| 機動鑑識隊   | 機動鑑識隊長   | 上司の命を受け、機動鑑識隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。   |   |
| 広域機動捜査班 | 広域機動捜査班長 | 上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |   |

|        |         |                                     |            |
|--------|---------|-------------------------------------|------------|
| 刑事部総括室 | 刑事部総括室長 | 上司の命を受け、刑事部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に改め、同条第2項の |
|--------|---------|-------------------------------------|------------|

表中

|  |       |                                              |   |
|--|-------|----------------------------------------------|---|
|  | 傍受指導官 | 上司の命を受け、第23条第9号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | を |
|--|-------|----------------------------------------------|---|

|  |            |                                              |
|--|------------|----------------------------------------------|
|  | 傍受指導官      | 上司の命を受け、第23条第9号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
|  | 刑事手続IT化指導官 | 上司の命を受け、刑事手続のIT化に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。      |

に改め、同表組織犯罪

対策課の部意見聴取官の項中「第26条第7号」を「第26条第8号」に改め、同表中

|       |       |                                              |
|-------|-------|----------------------------------------------|
| 警備第一課 | 警備調査官 | 上司の命を受け、第36条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
|-------|-------|----------------------------------------------|

を

|       |         |                                              |
|-------|---------|----------------------------------------------|
| 警備第一課 | 警備調査官   | 上司の命を受け、第36条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
|       | 警備事件指導官 | 上司の命を受け、第36条第2号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |

に改める。

第41条第1項中「、機動捜査隊」を削る。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 柴 田 曜 子

**山形県公安委員会規則第2号**

**山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分  | 警察官 |     |                   |        | その他の職員 | 合 計    | 備 考                            |
|------|-----|-----|-------------------|--------|--------|--------|--------------------------------|
|      | 警視  | 警部  | 警部補<br>巡査部長<br>巡査 | 計      |        |        |                                |
| 警察本部 | 63人 | 97人 | 536人              | 696人   | 229人   | 925人   | 警部補の総数は561人とし、巡査部長の総数は580人とする。 |
| 警察署  | 27人 | 87人 | 1,203人            | 1,317人 | 108人   | 1,425人 |                                |

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和8年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和8年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種  
 (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造           | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | 円 筒 研 削 盤 作 業               |
|               | ホ ブ 盤 作 業                   |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
|               | 精 密 器 具 製 作 作 業             |
| 非 接 触 除 去 加 工 | 数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業   |
|               | ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業           |
|               | レ ー ザ ー 加 工 作 業             |

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 金 属 プ レ ス 加 工   | 金 属 プ レ ス 作 業                 |
| 鉄 工             | 構 造 物 鉄 工 作 業                 |
| 建 築 板 金         | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|                 | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| め っ き           | 電 気 め っ き 作 業                 |
| 仕 上 げ           | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|                 | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|                 | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 切 削 工 具 研 削     | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト       | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て   | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て   | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備     | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 建 設 機 械 整 備     | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 婦 人 子 供 服 製 造   | 婦 人 子 供 注 文 服 製 作 作 業         |
| 家 具 製 作         | 家 具 手 加 工 作 業                 |
| 建 具 製 作         | 木 製 建 具 手 加 工 作 業             |
| 印 刷             | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 射 出 成 形 作 業                   |
|                 | 真 空 成 形 作 業                   |
| 石 材 施 工         | 石 張 り 作 業                     |
| と び             | と び 作 業                       |
| 左 官             | 左 官 作 業                       |
| ブ ロ ッ ク 建 築     | コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工 事 作 業   |

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| タ イ ル 張 り     | タ イ ル 張 り 作 業   |
| 畳 製 作         | 畳 製 作 作 業       |
| 防 水 施 工       | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 |
|               | アクリルゴム系塗膜防水工事作業 |
|               | シーリング防水工事作業     |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|               | 鋼製下地工事作業        |
|               | ボード仕上げ工事作業      |
|               | 化粧フィルム工事作業      |
| サ ッ シ 施 工     | ビル用サッシ施工作業      |
| 表 装           | 壁 装 作 業         |
| 塗 装           | 建 築 塗 装 作 業     |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業 |

(2) 3級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業         |
|-----------|-----------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業 |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業     |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業   |
|           | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業  |
|           | 高周波・炎熱処理作業      |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業     |
|           | 数 値 制 御 旋 盤 作 業 |
|           | フ ラ イ ス 盤 作 業   |
|           | 平 面 研 削 盤 作 業   |

|         |             |
|---------|-------------|
|         | マシニングセンター作業 |
| 仕上げ     | 機械組立仕上げ作業   |
| 機械検査    | 機械検査作業      |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業   |
| シーケンス制御 | シーケンス制御作業   |
| 建築大工    | 大工工事作業      |
| 化学分析    | 化学分析作業      |
| 商品装飾展示  | 商品装飾展示作業    |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業    |

(3) 単一等級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業           |
|---------|-------------------|
| 路面標示施工  | 溶融ペイントハンドマーカーク工事業 |
|         | 加熱ペイントマシンマーカーク工事業 |
| 産業洗浄    | 高圧洗浄作業            |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                 | 場 所                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 令和8年6月10日（水）から同年9月9日（水）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                    | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 令和8年7月12日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾 |                    |

|                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年8月23日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理<br>単一等級<br>産業洗浄     |
| 令和8年8月30日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工                 |
| 令和8年9月6日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |

4 受検手続

技能検定受検申請書を令和8年4月6日（月）から同月17日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和8年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和8年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、熱絶縁施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染作業に限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール

箱製造（段ボール箱製造作業に限る。）、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工、塗装、工業包装

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

令和8年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分           | 日 時                                              | 場 所                           |
|---------------|--------------------------------------------------|-------------------------------|
| 二 建 築 級 士 試 験 | 学 科 の 試 験<br>令和8年7月5日（日）<br>午前10時15分から午後5時20分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|               | 設 計 製 図 の 試 験<br>令和8年9月13日（日）<br>午前11時から午後4時まで   | 同 上                           |
| 木 建 築 造 士 試 験 | 学 科 の 試 験<br>令和8年7月26日（日）<br>午前10時15分から午後5時20分まで | 同 上                           |
|               | 設 計 製 図 の 試 験<br>令和8年10月11日（日）<br>午前11時から午後4時まで  | 同 上                           |

2 受験申込手続

(1) 受験申込受付期間

令和8年4月1日（水）午前10時から同月14日（火）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、身体上の障がいがありインターネットの利用が困難である場合その他のインターネットを利用した受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和8年4月7日（火）までにセンターの本部（電話番号050(3645)8422）に申し出ること。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話番号023(630)2651）又は一般社団法人山形県建築士会（電話番号023(643)4568）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年3月3日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 鶴岡市行沢字上野166 山形県企業局鶴岡電気水道事務所

(2) 日時 令和8年4月14日（火）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 587,000キログラム

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から令和9年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 鶴岡市行沢字上野166 山形県企業局鶴岡電気水道事務所

(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市行沢字上野166 山形県企業局鶴岡電気水道事務所総務課  
電話番号0235(58)1230
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局鶴岡電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年3月17日（火）午前10時までに山形県企業局鶴岡電気水道事務所総務課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 587,000 kg
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 14, 2026
  - (3) Contact point for the notice: Tsuruoka Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 166 AzaUwano, Namezawa, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0413 Japan  
TEL 0235(58)1230

令和8年3月3日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年3月3日発行 発行人 山形県